

季節労働者の皆様の
通年雇用化をサポートします

第43号

平成30年
9月

協議会だより



根室管内 4 町通年雇用促進協議会

北海道労働局発表の平成30年7月の雇用失業情勢によると、北海道における月間有効求人数は102ヶ月連続で前年同月を上回り、雇用情勢は改善が進んでいるとされていますが、雇用のミスマッチ等により業種によっては人材不足の深刻化が問題となっています。そんな中、参議院本会議で「働き方改革関連法案」が可決・成立しました。この働き方改革関連法は来年4月から一部が実施されますが、この取り組みにより、長時間労働の改善や非正規と正社員の不合理な格差の是正などが進み、労働者の雇用形態や年齢・性別にかかわらず全ての労働者がより働きやすく充実した生活が送れる社会になること、また企業にとっては人材不足の解消・生産性向上に向かう第一歩となることを願います。

平成30年度 今後の事業実施予定

1. 通年雇用支援セミナー（事業主向け）

事業主の皆様を対象にしたセミナーを開催します。日時・内容は下記の通りです。

- ◆日 時 平成30年10月23日（火）13：30～15：30
- ◆場 所 中標津経済センター（なかまっぷ）2F多目的ホール
- ◆題 目 「無期転換ルールと働き方改革」
- ◆講 師 合同会社札幌エール 社会保険労務士 八木森 敏男 氏



2. 建設オペレーター人材育成研修事業

本年度も、年間を通して建設オペレーター人材育成研修を実施しております。年度内1人につき1科目の受講が可能です（小型移動式クレーンと玉掛については2科目の受講可）。10月から12月までの講習日程は下記の通りです。1月以降の予定につきましては、11月以降に詳しい研修案内と併せてご案内する予定です。

- 講習実施機関 ㈱北友商会（中標津町東37条南1丁目）
- 受 講 料 全額を当協議会で負担いたします。（予算には限りがあります）

講習科目	10月	11月	12月
小型移動式クレーン運転技能講習	1日(月)～3日(水)	1日(木)～3日(土)	3日(月)～5日(水)
	15日(月)～17日(水)	15日(木)～17日(土)	17日(月)～19日(水)
玉掛技能講習	10日(水)～12日(金)	7日(水)～9日(金)	6日(木)～8日(土)
	24日(水)～26日(金)	22日(木)～24日(土)	20日(木)～22日(土)
車両系建設機械(整地等)運転技能講習 14時間コース	8日(月)～9日(火)	5日(月)～6日(火)	8日(土)～9日(日)
	22日(月)～23日(火)	20日(火)～21日(水)	21日(金)～22日(土)
車両系建設機械(解体用)運転技能講習		18日(日)	
高所作業車運転技能講習	27日(土)～28日(日)	26日(月)～27日(火)	
フォークリフト運転技能講習	4日(木)～5日(金) (11時間コース)	1日(木)～2日(金) (11時間コース)	1日(土)～2日(日) (11時間コース)
	18日(木)～21日(日) (31時間コース)	19日(月)～22日(木) (31時間コース)	12日(水)～15日(土) (31時間コース)
不整地運搬車運転技能講習		24日(土)～25日(日)	
足場組立等作業主任者講習	26日(金)～27日(土)		

3. 人材育成研修事業（特別教育）

危険・有害な業務に就く際に必要な、厚生労働省令で定められた労働に伴う安全衛生のための特別教育です。10月から12月までの講習日程は下記の通りです。



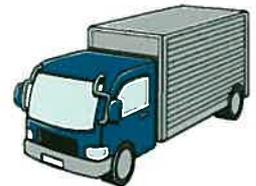
講習実施機関 株式会社友商会（中標津町東37条南1丁目）
受講料 全額を当協議会で負担いたします。（予算には限りがあります）

講習科目	10月	11月	12月
アーク溶接等の特別教育	12日(金)～13日(土) (短縮コース)		
伐木等業務の特別教育 (チェーンソー)		3日(土)～4日(日)	10日(月)～11日(火)
刈払機取扱作業安全衛生教育	8日(月)	12日(月)	
クレーン等の特別教育（5t未満）	29日(月)～30日(火)	28日(水)～29日(木)	
小型車両系建設機械（整地）運転 業務特別教育	30日(火)～31日(水)	29日(木)～30日(金)	
足場の組立て等に係る特別教育	6日(土)		3日(月)

4. 北海道季節労働者資格取得支援事業

季節労働者が当事業の指定する機関で教育訓練を受講・修了、または資格検定試験に合格し、資格を取得した場合、その費用の一部を助成します。この助成制度は、教育訓練に要する入学金及び受講料（受講に必要な教科書代等含む）の30%を助成するもので、一人10万円を限度として助成されます。

助成を受けるためには、事前に実施計画書を提出し承認を受ける必要がありますので、受講前に必ず当協議会へお問合せ下さい。（予算には限りがあります）



分野	取得を目指す資格(例)
車両運転免許関係	大型（1種・2種）・大型特殊・牽引・中型（1種・2種）・普通2種
社会福祉関係	介護資格等

【必ずチェック！ 最低賃金】

北海道最低賃金が改定されます。

時間額 835 円

（効力発生年月日 平成30年10月1日）

北海道内で事業を営む使用者及びその事業所で働くすべての労働者
（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用されます。

協議会を構成する団体

自治体

北海道・中標津町・別海町・標津町・羅臼町

経済・産業団体

中標津町商工会・別海町商工会
標津町商工会・羅臼町商工会
中標津建設業協会・別海町建設業協会
標津建設業協会・羅臼建設業協会

労働関係団体

連合北海道中標津地区連合会
連合北海道別海地区連合会
連合北海道標津地区連合会
連合北海道羅臼地区連合会

オブザーバー

ハローワーク根室



根室管内 4 町通年雇用促進協議会

事務局

中標津町役場 経済振興課商工労働係
〒086-1197 標津郡中標津町丸山 2 丁目22
TEL (0153) 73-3111

お問い合わせ先

〒086-1013 中標津町東13条南 7 丁目 労働会館内
TEL (0153) 72-6789 (FAX兼用)

URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>
E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp